

審 査 基 準

平成 2 8 年 6 月 7 日 作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第 3 1 条の 2 3 において準用する第 9 条第 4 項
処 分 の 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第 3 1 条の 2 3 において準用する第 5 条第 1 項（許可の申請）、 第 3 1 条の 2 3 において準用する第 9 条第 3 項第 1 号（許可証の記載事項の変更の届出）、 第 3 1 条の 2 3 において準用する第 9 条第 4 項（許可証の書換え） 風俗営業等適正化法施行規則第 1 条（書換え申請書の提出）、第 9 0 条において準用する第 1 7 条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1 4 日
申 請 先： 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
問 合 せ 先： 警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係（電話0952-24-1111、内線3035） 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：